＼千葉市立学校に通われるお子さまの保護者の方へ／

学校給食費の口座振替手続きのお願い

お子さまが通う学校又は千葉市教育委員会
○保健体育課（口座振替・学校給食費）
TEL 043-245-5909
kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp
○学事課（学校徴収金）
TEL 043-245-5928
gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp

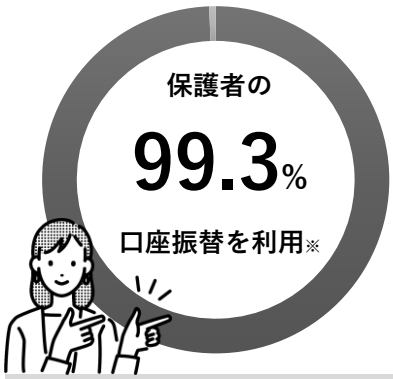

1回の登録
▼
中学校卒業まで利用可※

手数料不要

※学校給食費の納入方法について（令和７年8月現在）
※千葉市立特別支援学校高等部を含む。

千葉市では、口座振替による学校給食費（学校徴収金・日本スポーツ振興センター共済掛金を含む）の納入をお願いしています。以下の案内をご確認いただき、振替口座の登録手続きを行ってください。

■ 口座振替をご利用いただける金融機関

普通銀行
★千葉銀行／★京葉銀行／★千葉興業銀行
★常陽銀行／★みずほ銀行／★三菱 UFJ 銀行
★三井住友銀行／★りそな銀行
★東京スター銀行／埼玉りそな銀行

信用金庫
★千葉信用金庫／★銚子信用金庫
★佐原信用金庫

ネット銀行
★イオン銀行／★楽天銀行／★PayPay 銀行
※手続きは WEB のみ（令和7年9月受付開始）

そのほか
★ゆうちょ銀行（郵便局）／★中央労働金庫
★千葉みらい農業協同組合／横浜幸銀信用組合
三菱 UFJ 信託銀行／みずほ信託銀行

■ 口座振替のお手続き方法

① 銀行窓口でのお手続き

学校で用意している千葉市学校給食費等口座振替依頼書（4枚複写）に必要事項をご記入のうえ、金融機関窓口にてお手続きの後、学校へ4枚目「学校提出用」をご提出ください。

②インターネットからのお手続き

千葉市ホームページ内、学校給食費申込ページよりお手続きいただき、学校へ「Web 口座振替手続き完了届（HP掲載）」をご提出ください。（★印の金融機関で対応可能）

お申し込みはこちらのQRコードから

学校給食費の Web 口座振替受付サービス
（千葉市ホームページ内）

■ 口座振替日のご案

口座振替は年9回行われます。残高不足などにより振替できなかった場合は、翌月15日に再振替が行われます。
口座振替日が土・日・祝日等の場合は金融機関の翌営業日に振替が行われます。

期別	口座振替日	（再振替日）	内訳
1	6月25日	（7月15日）	4・5月分請求
2	7月25日	（8月15日）	6月分請求
3	8月25日	（9月15日）	7月分請求
4	10月25日	（11月15日）	8・9月分請求
5	11月25日	（12月15日）	10月分請求
6	12月25日	（1月15日）	11月分請求
7	1月25日	（2月15日）	12月分請求
8	2月25日	（3月15日）	1月分請求
9	3月25日	（4月15日）	2・3月分請求

■ よくあるご質問

Q.手続き後、いつから振替されますか？
およそ1～2か月程度後より振替が開始されます。

Q.子どもが名義人の口座も使えますか？
お子様名義の口座でもご利用いただけます。

Q. 口座振替依頼書はどこでもらえますか？
各学校にご用意がありますので、お問い合わせください。

Q. 口座から引き落とされる金額は、給食費のみですか？（給食を食べていない場合でも、口座登録は必要ですか？）
給食費に加え、学校徴収金・日本スポーツ振興センター共済掛金の口座振替も兼ねていますので、給食を食べていないお子様につきましても、お手続きをお願いします。

Q.引き落とされる金額の内訳を確認したいのですが。
毎年6月中旬に学校から配付される「学校給食費納入額決定通知書」をご確認ください。

Q.生活保護、就学援助、第3子以降無償化などにより給食費は免除のはずですが、振替が発生しているのはなぜですか？
各支援制度により給食費が免除されている場合でも、学校徴収金などの金額分振替が発生することがあります。

Q.再振替もできなかった場合、どうすればよいですか？
「納付書（給食費・共済掛金）」「振込依頼書（学校徴収金）」が送付されますので、各案内にそって納入をお願いします。